

ID: 469

担当部署: 上下水道室 工務課下水道係

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市個別排水処理施設条例 第30条		
例規番号	平成18年条例第201号		
<p>【根拠条文】 (手数料の徴収) 第30条 管理者は、排水設備の計画確認手数料について、次の各号に掲げる区分により、それぞれ手数料を徴収する。</p> <p>(1) 新設 1件につき5,000円 (2) 増設又は改築 1件につき5,000円</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和6年7月31日